

平成23年 教育委員会第13回定例会 会議録

日時 平成23年7月26日(火) 午後4時00分～午後5時04分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【指導課】

- (1) 平成24年度使用 特別支援学級教科用図書の選定
- (2) 平成24年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書の選定

第 2 報告

【子ども支援課】

- (1) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則の一部改正

【指導課】

- (1) 平成24年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書選定委員会答申

【図書・文化資源担当課】

- (1) 区立図書館指定管理者の指定手続
- (2) 平成22年度区立図書館運営評価

第 3 その他

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員 (10名)

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	坂 光司
図書・文化資源担当課長	前田 康行

指導課統括指導主事	杉本 真紀子
-----------	--------

欠席職員 (1名)

参事(子ども健康担当)	清古 愛弓
-------------	-------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございました。傍聴を許可していることをご報告しておきます。
 ただいまから、平成23年教育委員会第13回定例会を開会いたします。
 本日、清古参事は欠席です。それから高山部長と高橋参事は、前の会議が延びているようなので、終わり次第、出席する予定でございます。
 今回の署名委員は、古川委員にお願いをいたします。

日程第1 協議

指導課

- (1) 平成24年度使用 特別支援学級教科用図書の選定
- (2) 平成24年度使用 九段中等教育学校後期課程用教科用図書の選定

市川委員長

それでは、協議に入ります。

初めに、平成24年度使用の特別支援学級教科用図書の選定について、指導課長から説明してください。

指導課長

本日の議事日程には、教科書に係るものが3種類、ご審議、ご協議いただくことになっております。

まず、協議の中で、特別支援学級で使用する教科書の選定ということで、項目を挙げさせていただきました。小学校では千代田小学校、中学校では神田一橋中学校に設置されています特別支援学級で来年度使用する教科書の取り扱いに関してご審議いただくものであります。

その次に、九段中等教育学校の後期課程で使用する教科書、いわゆる高校部分の教科書の選定にかかるご審議をお願いするものでございます。

それが終わりました、報告の中で、指導課から、来年度24年度から中学校・中等教育学校の前期課程で使用する教科書についての答申ということで、この3種類の内容についてご審議いただくこととなります。

前段として、まず、特別支援学級の教科用図書の選定についてお願いするわけですが、特別支援学級の子どもたちの状況は様々に変化いたしますので、通常4年に1回の教科書採択になりますけれども、特別支援学級につきましては、毎年採択をお願いしているというものでございます。それぞれの

子どもたちの個別指導計画に基づいて、設置校の校長が教科書を選定します。今日、担当から報告させていただきますが、それをお聞きいただいた後、ご検討いただき、次回、定例教育委員会において採択をお願いするという運びになります。

また、中等教育学校の後期課程については、高校部分ということで、生徒の状況、学力の幅が、各学校によって大きく差があります。また、カリキュラム、いわゆる時間割編成については、高校部分については、学校によって多種多様となりますので、後期課程、高校の教科書については、校長の権限、校長が選定委員長を務めまして、校長の権限で選定したものを教育委員会に報告し、教育委員の皆様にも最終的には採択していただくと、こういう手はずになっておりまして、小学校や中学校で使用する教科書の採択事務と若干異なりますけれども、ご理解いただきたいと思います。

それでは、まず、特別支援学級からの選定報告につきまして、統括指導主事から説明をさせていただきます。

それでは、資料の中の「平成24年度使用特別支援学級用教科用図書選定」というものをごらんいただけますでしょうか。

まず、特別支援学級用の教科書採択の制度につきまして、簡単に説明を申し上げます。

この資料の中の資料3、下に手書きですが、11ページというページ番号を振っております。

こちらに記載してありますように、まず、「1 採択の方法」ですが、途中3行目から読みたいと思います。特別支援学級の教科書ですが、原則としては、まず通常の学級において使用する教科書を使用するものとなります。また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとなっております。

ただいま申し上げました、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書というものにつきましては、その下、「3 採択の原則」というところをごらんいただけますでしょうか。「特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる」という定めが、学校教育法附則第9条にございます。このことから、特別支援学級用の一般図書を、一般的には第9条本という言い方をしております。

この第9条本ですが、下の米印のところをごらんください。「東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書」ということとなります。この後説明申し上げます特別支援学級設置校長からの選定結果として申請のありました一般図書は、すべてこのように東京都教育委員会が調査し、選定した図書の中から選ばれたということになり

ます。

それでは、次に、資料の1をごらんいただけますでしょうか。

ただいま申し上げました原則等に従いまして、千代田小学校からは、23千小発第49号、7月20日付の文書をもって、また、中学校の設置校であります神田一橋からは、23千神中発第60号、7月7日付をもちまして、各学校から選定結果が事務局に届けられております。

その結果をまとめたものが、その前、1ページ目になりますけれど、「平成24年度使用特別支援学級用教科用選定結果一覧」というものになります。

それでは、各設置校から提出されました選定結果の一覧につきまして、説明申し上げます。そのまま、1ページ目をごらんください。

千代田小学校からは、小学校第1学年、2学年、3学年、4学年までは、全種目につきまして、通常学級で使用する教科書を使用するという申請が提出されております。第5学年は、ここにありますように、各種目につきまして、一般図書第9条本を使用したいという申請が提出されております。第6学年は、全種目、通常学級使用の教科書ということです。

次に、中学校の設置校であります神田一橋中学校からは、第1学年につきましては、全種目、通常学級使用の教科書。第2学年につきましては、種目によってですが、ここにありますように、一般図書第9条本を使用したいという申請が出されております。音楽、美術、保健体育、技術家庭につきましては、通常学級の使用教科書を使うということです。中学校第3学年は、現在、第2学年に在籍がございませんので、在籍なしということで、今回は特に選定の作業はしておりません。

ただいま申し上げましたそれぞれの学年ですが、平成24年度ですので、次学年、次年度の学年ということになります。

それぞれの学年の今の在籍状況につきましては、先ほど一度ごらんいただきました11ページ、資料の3、下のほうに表として示させていただいております。

また、それぞれの学校が一般図書を使用するという事で提出してきました、その一般図書を選定したという理由につきましては、資料2、4ページからになります。ちょうど4ページは第1学年ですので、通常学級用を使用するという事で、選定理由が斜線ということになっております。少しページをめくっていただきますと、8ページになりますと、一般図書を選定した第5学年につきまして、各種目についての当該の児童の状況等を考えて選定した一般図書の、その選定理由が記載されております。また同じように、その次のページ、10ページですが、神田一橋中学校が一般図書を選定した理由がつけられています。

特別支援学級用教科書の選定についての説明は以上です。

市川委員長

報告が終わりましたが、ご意見、ご質問等があれば、お願いをしたいと思います。どうぞ。

中川委員

神田一橋中学校なんですけども、来年からは麴町中学校に移るわけです。

指導課統括指導主事
中川委員

ね。

はい。そうです。

でも、特別支援学級用ということで、同じように考えてよろしいんですね。

指導課長

それにつきましては、私から説明をさせていただきます。

先般、東京都教育委員会に、特別支援学級の学級設置、来年度、学級設置予定ということで報告をしております。この会でも事後報告であったのですが、学務課長から、来年度24年度の特別支援学級、中学校の設置校は麹町中学校ということで申請をしております。学級設置がそのようになりますので、当然、教員の配置もその学級についてまいりますから、特別支援学級担当の教員も麹町中学校に配置、異動という形になります。基本的にはそういうような形になりますので、教科書についても学級が移動するのと同時に、そこに所属する子どもたちが利用するという形になります。

ただ、通級学級等々、まだ不確定な要素もございますので、これについては、保護者や地域のニーズなどもとらえながら、また個別の保護者との相談も踏まえて、どういうふうにしていくのが一番子どもたちにとってはプラスになるかということで、調整をしてみたいと思っております。

中川委員

それで、今、2年生用しか採択するものがないんですけども、これから1年生に入ってくるお子さんもいるわけですよね。その人たちに対するものはいつの段階で選ばれるのですか。

指導課長

資料の後ろから2枚目にありますような在籍状況がございまして、これが先ほど統括が説明させていただいたように、1学年ずつずれますので、数字が右側に1コマずつずれるわけです。現在の1年生が来年使う教科書は、これを使いたいということで申請がございました。

新3年については、今のところ在籍予定がございませんので、在籍なしということで、この表記になっています。転校等があれば、その時点で教科書を選定し、設置校の校長から申請をしていただいて、検討をお願いすることになるかと思います。

現6年生が今お二人在籍しておりまして、この方々の進学先、進路については、まだ細かなところで詰め切れていないといえますが、ご本人たちも明確な方針が立っておりませんので、現在の段階では、ひとまず、入学時については、通常学級の生徒と同じ教科書を使いながら、必要に応じて個別指導をしていこうということで、設置校の校長は考えております。

中川委員
指導課長

そうすると、一人一人にきめ細かく、選定をしているということですか。

学級で使う、あるいは学年で使う教科書ですので、一人一人に個別に教科書を選ぶということはいたしません。教科書については共通でございます。ただ、特別支援学級については、個別指導計画という、指導カルテというようなものですけれども、この生徒にはこういう特徴があるからこういう勉強をさせたらどうか、こういう訓練をさせたらよいのではないかということ、年度当初に策定しまして、それに基づいて、プリントやその他の教材で

市川委員長 補完するような形で活用をすることになります。
よろしゅうございますか。
(了 承)

市川委員長 ほかにいかがでしょう。
(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、特になければ、次回採決ということでございますので、そういう段取りで進めてまいりたいと思います。
続けて、九段中等教育学校の後期課程の分について、説明をしてください。

指導課統括指導主事 それでは、資料の中の「平成24年度使用九段中等教育学校後期課程用教科用図書選定」というものをごらんいただけますでしょうか。
まず、九段中等教育学校後期課程の教科書採択の基本方針を説明申し上げたいと思います。資料3、23ページですけれど、ごらんください。
ここにありますように、中等教育学校後期課程につきましては、学校の選定結果などを総合的に判断し、教育委員会が採択するということになっています。その選定の作業を九段中等教育学校で行いました。学校におきましては、資料4、24ページにあります設置要綱を学校において作成し、これに基づきまして、資料5にあります選定委員会を組織し、選定の作業を行ってまいりました。その結果、資料に戻りますけれど、資料1、7月20日付、23九中等発第342号をもちまして、教育委員会に資料の2の選定理由書とともに選定結果が提出されました。その選定結果をまとめたものは、資料1の前の後期課程用教科用図書選定結果一覧ということになります。
それでは、この選定結果一覧をごらんいただけますでしょうか。
このように、各教科、各科目別に選定した教科書名、そして使用学年が記載されております。使用学年の欄の部分に、学年のところに下線がついてあるところがございます。その部分は、次年度初めて本校において採択する科目、つまりカリキュラムに入る、当該学年においてカリキュラム、そして設定される科目ということになります。
また、備考欄に「替」という漢字一文字が入っている部分があります。これにつきましては、前年度、つまり23年度、今年度ですけれど、今年度使用した当該学年の当該科目の教科書から採択替が行われるということになります。「替」という文字が多少多いような印象もございますけれど、高等学校は、各学年により、その入学年度により、入学した学年が1年ずつ上がっていくに従いまして、その学年の生徒に、実態等に合った教科書を選定することになりますので、学年ごとに教科書が変わるというものになっていきます。本校におきまして、それぞれの学年の生徒の実態等を十分に考慮したところで、このような選定を行ったということになります。
選定理由の細かい内容につきましては、資料2に記載されてありますので、こちらのほうをごらんください。
九段中等教育学校後期課程教科用図書選定についての説明は以上です。よ

るしくお願いします。

市川委員長
近藤委員

説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたら、どうぞ。

ちょっと、わからないことなので教えていただければと思いますけれども。先ほど説明で、指導課長から、高等学校は子どもたちの状況であるとか学力幅であるとかということが、学校によって相当違うんだと。だから、子どもたちの実態に応じて教科書を選択するという説明の仕方がありましたね。その部分はよく理解ができるわけですが、九段中等用の今回のこの教科書の難易度というんでしょうか、今の資料2だけでは、難しさというのは、なかなか、読んでも出てこないと思うので、まさに大雑把に平たく言って、5段階ぐらいでどのぐらいのレベルの教科書なものなのか。答えることができれば、中程度の教科書だとか、5段階ある一番難しいレベルの教科書だ、いう程度で結構ですから、個々にじゃなくて結構です。概括して、ちょっと教えてください。

指導課長

今回、延べ62冊、62種類の設定がされています。近藤委員のご質問に、なかなか正対はできないんですが、今回の選定のポイントとしては、基本的なものからハイレベルなものまでバランスよく配列されている教科書、それから自学自習にも適するもの、そして、教材の豊富さと多様な授業展開が可能なもの、そして課題追求学習に対応しやすいもの、例題、演習問題が豊富であるというようなことが1つのポイントになっております。

これは資料2以降のA4横の選定理由書というのがあるんですが、その選定理由の一番右の枠に、細かな字がいっぱい入っているんですけども、エッセンスとしては今申し上げたようなものであります。適性検査を受験し、それを通過した生徒が在学しておりますけれども、学力検査ではありませんので、幅広い、いわゆるペーパーテストで測定できる学力としては幅広い生徒が入っております。それを少人数、習熟度別学習で展開していると。基軸になるテキスト、教科書については、基本的なものからやはり難易度の高いものまで、豊富にそろえてあるものを活用して、授業展開がしやすいものということで、非常に良いところ取りですから、選ぶのも非常に難しい部分はあるんですけども、その中で学校が推薦してきたものです。非常に乱暴な言い方をすれば、中程度よりは上です。中程度と上位層の真ん中よりも上の難易度のものが多いです。また、別の言い方をすれば、大学進学を進路希望とする生徒がほとんどですので、大学進学に耐え得る教科書を選んでいる教科がほとんどであります。

以上です。

市川委員長

よろしゅうございますか。なかなか言いにくいんでしょうけども、5段階評価でいけば、4ぐらいのものだということなんですかね、難易度で言えば。

指導課長

そうですね。

市川委員長

こういう席じゃなくて、現場で聞くと、さっくりと、いや、うちのは難しいほうの教科書ですよと、はっきり担当の先生は、英語なら英語の担当の先

指導課長
市川委員長

生はおっしゃいますけどね。ただ、今の説明であったようなことでご理解を
いただいて、この場ではお願いをしたいと思うんですが。物によりますね。
はい。

近藤委員
指導課統括指導主事

つまり、どこに力を入れるかということにもよるんでしょうし。そういう
ことをいうと語弊があるのかもしれませんが、地図に難しいものとか易し
い地図なんていうのはないんでしょうからね。そういう意味では、科目は考
えることになると思いますけど。そんな点でよろしゅうございましょうか。

はい。よくわかりました。

1つ補足させていただいてよろしいですか。

中等教育学校からは、今回の選定理由書と選定結果をいただく際に、もう
少し細かいところでの観点別の調査をした資料というものもいただいております。
その中には、例えば、教科によってはですが、難易度がやや易しいの
で、本校の生徒の実態には合わないということで、難易度の低いものは選ば
なかったということが見て取れております。また、発展的な教材を多く充実
させている、多様な発展的な教材を多く記載している発行者のものを選んで
いる状況が、もう少し細かい観点を記載した調査票の結果からは読み取るこ
とができております。

市川委員長
近藤委員

というようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

わかりました。ありがとうございます。

日程第2 報告

子ども支援課

- (1) 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則の一部改正

指導課

- (1) 平成24年度使用 中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書選定委員
会答申

図書・文化資源担当課

- (1) 区立図書館指定管理者の指定手続
- (2) 平成22年度区立図書館運営評価

市川委員長

それでは、特にほかになければ、次に参りたいと思いますが。

千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則の一部改正につい
て、これは子ども支援課長からですか。お願いします。

子ども支援課長

子ども支援課資料に基づきまして、次世代育成に係る手当に関する条例施
行規則の一部改正についてご説明いたします。

平成18年から、妊娠時から高校相当年齢までの子育て支援をするために、
次世代育成手当を支給してまいりました。昨年から、法定の子ども手当が創
設された関係で、子ども手当の支給対象となっていない妊娠時と高校生相当
年齢への支給に、条例を改正したところでございます。

今回の規則の改正につきましては、「受給者が単身赴任により区外転出し

た場合において、区内に引き続き居住する母又は父」を加えるというところで、お子さんと保護者のどちらかを残して保護者の片方が区外に転出した場合は、今までは支給の対象になっておりませんでしたけれども、法定の子ども手当等との整合性等々の、あるいは子育て支援の観点から、単身赴任の世帯についても次世代育成手当、高校生相当部分について支給しようというところが今回の改正の理由でございます。

この資料の裏面を見ていただきたいと思います。第6条の(2)、こちらが新たに変わった規定でございます。その下の7条(8)、こちらが認定申請時の提出書類等というところで、受給者の勤務先からの単身赴任証明書等を申請時にいただくというところでございます。

最後の3条、附則でございますけれども、平成23年4月1日から適用するということで、遡及というところでございます。

なお、対象者なんですけれども、単身赴任というデータは抽出ができないんですが、世帯から保護者の1人が転出というデータは数十件あり、その中の高校生がいる世帯については、十数件と見込んでおります。

ご説明は以上でございます。

市川委員長

説明は以上でございますが、何かご質問等があればお願いをしたいと思います。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長
子ども支援課長
市川委員長

それでは、この件につきましては、次回に議案として提出するんですか。

いや、こちらは区長部局決定でございますのでご報告のみでございます。

あ、そうですか。もう既にこれは決まっているということですね、それでは。

子ども支援課長
市川委員長

ええ。決定はしております。

はい。わかりました。

というようなことでございますが、よろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次は、平成24年度の中学校・中等教育学校の使用図書の答申についてなんですけれども、これは議事の進行上、一番最後に持っていきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは、次は、図書・文化資源担当課から、区立図書館の指定管理者の指定手続ですね。説明をお願いします。

図書・文化資源担当課長

区立図書館指定管理者の指定手続についてご報告いたします。

区立図書館につきましては、平成19年4月から指定管理者制度を導入し、ヴィアックス・SPSグループに管理運営を委ねてきましたが、平成24年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、新たな指定管理者の指定に向けた手続を開始いたします。

対象施設は、日比谷図書文化館を除く区立図書館4館を、現状と同じで一括して対象とするものであります。具体的には、千代田図書館、昌平まちか

ど図書館、神田まちかど図書館、四番町図書館の4館でございます。

新たな指定期間ですが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。

選定方法と選定スケジュールです。まず、選定方法につきましては、公募により行います。募集期間は、平成23年8月22日月曜日から9月5日月曜日までです。現地説明会を8月17日水曜日、午前9時から開催いたします。選定スケジュールですが、7月に区の方針決定を行いました。選定方法等に関する方針を決定いたしました。これを踏まえまして、8月22日から9月5日まで募集を行います。9月から10月にかけて選定委員会の設置、運営を行います。12月に、区議会へ、指定管理者の指定に向けて議案を提出いたします。第4回区議会定例会で提案する予定であります。その後、平成24年、来年の3月まで指定管理者と協議を行い、基本協定、年度協定を締結し、平成24年4月から指定管理業務を開始いたします。

次に、選定委員会です。選定委員につきましては、5名で構成いたします。3名につきましては外部委員、2名を区関係者で構成いたします。選定委員会の開催スケジュールですが、第1回の選定委員会を9月中旬に開催しまして、応募資格審査、選定基準の確認を行います。第2回は10月中旬に開催いたします。第1次審査（書類審査）を行い、第1次審査通過者を決定いたします。第3回は平成23年10月下旬に開催いたします。2次審査のプレゼンテーションと質疑を行います。最終的に候補者の選定、区長への報告を行います。

周知方法ですが、広報千代田（8月5日号）に募集案内の記事を掲載いたします。あわせて、同日、千代田区ホームページ上に募集要項、提出用書類等の掲載をいたします。

選定に当たりましては、公募ですが、これは指定管理者の指定に関する条例に基づきまして、原則公募となっておりますので、今回、区立図書館につきましては公募で行います。

ただ、今まで区立図書館の現行の指定管理者がかなり頑張っておりまして、来館者数も利用者満足度も毎年高い評価をいただいています。そういう中にありましても、区立図書館としましては、今までのサービスをただ続けているのではなく、さらに図書館が発展していくためには、今までの成果と課題も踏まえまして、幅広く新たな提案をいただいて、さらに発展をしたいという考えのもとで、今回、公募で選定を行うことにしました。

ご報告は以上です。

次の運営評価もまとめてやりますか。

では、引き続き、区立図書館の運営評価につきましてご報告いたします。

本日は、運営評価といたしまして、3点、冊子を用意しております。

まず、1点目は、「平成22年度千代田区立図書館運営評価」というものでございます。これは最終的な所管課であります図書・文化資源担当課、私どもの課で最終的に、1年間の活動評価を行ったものであります。

市川委員長
図書・文化資源担当課長

もう一つ、厚いものが、「平成22年度千代田区図書館評議会 - 評議結果報告 - 」というものでございます。これは第三者委員会であります図書館協議会が毎年テーマを決めまして、1年間そのテーマに基づいて調査を行い、区立図書館の運営サービスについて評価を行ったものであります。

もう1冊は、「千代田区立図書館年報」でございます。平成22年度の年報でございます。これは昨年度、平成22年度の1年間の区立図書館の活動状況につきまして、現行の指定管理者がまとめたものでございます。

本日は、この3点の冊子を席上に用意しております。

今までは冊子をお配りするだけだったのですが、今年は、教育委員会の委員の皆様、運営評価について、最終的な評価について一度きちんと説明しようということで、この場を設けさせていただきました。

本日は最終的な区の評価であります「平成22年度千代田区立図書館運営評価」という冊子をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページ目をめくりますと、図書・文化資源担当課長の私から区民生活部長あてに、1年間の運営・サービスに係る評価についてという報告になっております。これが最終的な区の評価になります。区の評価を行うに当たりまして、4つの観点から評価を行い、それを踏まえて最終的な総合評価を行うという形になっております。

まず、1点目の評価につきましては、区の図書館行政担当者による定常的評価ということで、フロアやカウンターにおける接客等の観察を月1回行っております。また、指定管理者からの月次報告を受け、定期的に、月1回の定期協議を行い、日常的に運営状況の点検評価を行っているものであります。

2点目につきましては、指定管理者が自主的に行う評価ということで、アンケート形式による利用者満足度調査を年2回開催しております。さらに、それに加えまして、年1回、インタビュー形式によりまして、利用者からヒアリング調査を行っております。

3点目の評価ですが、次ページになります。パフォーマンス指標及び達成目標値の設定による評価でございます。これは、毎年、区と指定管理者の協議に基づきまして、重点的に取り組むべき事業を、22年度は16事業でしたが、重点的に取り組む事業を選びまして、その目標値を定め、それをどの程度達成できたかという評価でございます。具体的には、蔵書の整備、司書の学校等への派遣事業、自動貸出機の稼働率とか、ウェブ図書館の貸出等、重点的に区立図書館が取り組む事業について抽出し、その中で具体的な目標値を定めて、達成度をはかるものであります。

4点目が、千代田区図書館評議会による評価で、第三者委員会である図書館評議会の委員の皆様が、具体的にテーマを設定して、図書館から資料提出を求めて、またインタビュー等をして、最終的な評価を行っているものであります。平成22年度におきましては、この4年間で区立図書館の事業はどれほど幅が広がったかということで、評価を行っております。

これらの4つの観点からの評価を受けまして、最終的に区として行いました評価は、まず総合評価ですが、22年度の区立図書館の利用者は130万人でありました。うち、千代田図書館が77万人です。18年度の直営時代は全館合わせて70万人だったところが、22年度130万人という、引き続き平成19年度のリニューアルオープン以来、多くの利用者が来館し、かつ90%の方々から非常に高い満足度を得ていたということは、まず第一に指定管理者の努力に対して評価できるとしています。また、運営体制につきましても、組織の壁ということが、内部の職員のインタビュー等々から昔は言われましたが、それも館長を中心に定期的なヒアリング等を行い、その壁という意識もなくなり、だんだん改善されまして、一体感を持って業務に当たることができているというところを評価しております。

また、これまで直営時代はなかなか活用されなかった千代田コレクション等も積極的に活用し、また地域との連携も深まり、千代田図書館としてのいろいろな事業、展示、講演など、いろいろなメニューが増えたということの評価いたしました。ただし、福祉関連サービスやレファレンスにつきましても、まだまだいろいろ課題があるところです。さらに、行政支援という点におきましても、なかなか、区の職員等に対する支援の提供というところが注視されておらず、活用されていないというところに問題があると指摘しております。

こういう点を踏まえまして、最終的な評価といたしましては、一時的な話題性は落ちついて、真に図書館のサービスの内容自体が問われるようになってきているので、今後ともしっかりサービスの充実に努めてほしいという評価を得ております。

ご報告は以上です。

市川委員長

ちょっと急ぎ足で、2点、報告をしてもらいましたが、両方の件につきまして、ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。

子ども・教育部長

委員長、ちょっと補足させていただいてよろしいですか。図書館の指定管理者の選定委員会において、以前でございますが、委員長及び中川委員から選考委員の構成等につきましてご意見をいただいております。特に、区民生活部に、図書館業務について補助執行ということで、教育委員会に権限がありながら区民生活部にお願いをしております。そういうふうな中で、選定委員会に教育委員会の事務職員なり入ってきちんとした意見を言わなくていいのかというような趣旨のご意見をいただきました。今回、これから選考委員会を設置していくわけですが、その中にも教育委員会の趣旨が伝わるような形で選考委員についても考慮して、これから決めていただくという予定でありますので、よろしく申し上げます。

市川委員長

そういうご意見があったようです。

中川委員

まず、その選定委員なんですけど、これから選ぶというわけですか。

図書・文化資源担当課長

選定委員につきましては、これから決定いたします。

中川委員

できましたら、やっぱり公募といたしますか、図書館をよく利用している人

が入ったほうが良いと思うんですけども、区民の中で、その辺の配慮というのはあるのでしょうか。広報千代田で募集するとか。

子ども・教育部長
図書・文化資源担当課長

利用者代表で。

今のところ、公募ということは予定しておりません。ただし、外部委員3名につきましても、まずは図書館情報学の専門家と、生涯学習等に通じた方、今、区民の方でということを考えております。

ただ、図書館の評価運営の第三者部会で、図書館評議会におきましてもは公募の区民の方を2名入れておりますので、そういう意味では、運営においては区民の方の幅広い意見をお聞きし、改善しているところであります。

中川委員
図書・文化資源担当課長

評議会に入っていますか。

評議会には、10名の委員のうち、2名は公募の委員の方が入っております。

子ども・教育部長
図書・文化資源担当課長

でも、選考委員会の中には評議会からは入らないの。

入りません。評議会から選考委員に入ることはありません。評議委員は、今の現状の指定管理者の評価等々を行っておりますので、その委員が選定委員に入ると、少し公平性という点で問題があるので、そういう方は選ばないで、そのほかの方の中から検討したいと思っております。

中川委員

もう一つ、ちょっと疑問だなと思ったのは、別紙、千代田区立図書館運営評価という別紙1というところなんですけども、この「評価者」というのが区民生活部の方たちですよ。

図書・文化資源担当課長
中川委員

はい。そうです。

これって、覆面調査ではないけれども、利用者の中の意見というのを、もうちょっと反映するような評価の仕方ってあるんじゃないかなと思うんですけども。

図書・文化資源担当課長

今の点につきましては、区民生活部の職員も、いつ行くとは言わないで、抜き打ちで行って、図書館を回って見ているので、そういう意味では、事前に図書館が用意するということはありません。また、利用者自体の評価という点では、図書館が年2回アンケート調査を実施して、利用者の意見を集約しているということと、あとは、直接インタビュー形式の調査も行ってありますので、そこで多くの利用者の方のご意見を承っているという。その中でもかなり厳しい意見がございますが、それも1つの意見として、それを含めて、業務の改善に努めているものでございます。

中川委員
図書・文化資源担当課長

アンケートはどのようにして。

アンケートは、館内に設置したり、閲覧席の席の上にアンケート用紙を置いて、お帰りの際にボックスに入れていただくという方法になっております。なかなか、アンケートの回収率が上がらない際は、エレベーターをおりた方に配るといこともやっております。

子ども・教育部長

この評価制度そのものというのが、ここだけの、職員だけの運営評価じゃなくて、例えば図書館評議会とかそういうふうなものも評価の全体の中の1つなんだろう。その体系的なものをちょっとお話ししてください。

図書・文化資源担当課長

千代田区の図書館評価というのは、所管課の職員の評価だけではなく、先ほど申しました4つの観点からの評価になっておりまして、1つは所管課職員の定常的な、1カ月に1回の抜き打ち調査と図書館からの定期的な報告等に基づく定常的な評価と、そのほかに、2つ目に、指定管理者自体がやる自主評価というので、アンケートと利用者のインタビューになっております。そのほかに、3点目は、具体的な重点事業の数値目標を設定して、客観的にどれだけ達成できたかという評価と、あと、最後に4点目が、第三者評議会の行う評価ということで、区の実行評価、指定管理者が行う評価、あと、客観的な数値に基づく達成度の評価、4番目が第三者評価という、この4つの評価を行っております。これに基づきまして、最終的に区で取りまとめて、総合評価を行うという体系になっております。

そういう意味では、区と指定管理者と第三者と客観的な数値の4点に基づく評価を行った上での総合評価という構成になっております。

市川委員長

よろしゅうございますか。

補助執行ということで、大変、事務局としては難しい部分もあるんだろうと思うんですけども、なかなかそういうことが問題にこの委員会ではならないことに、スポーツ・文化というのがありますよね。補助執行したことによって、いろんな注文が教育委員会から出ていくんでしょうけれども、それは大いに参考にしてやっていただきたいと思うんですが。ただ、執行それ自体については、直接的に補助執行をお願いした立場からは言いづらいということも、事務局としてはというか、教育委員会としては承知しているんだということを前提でご理解いただきたいと思います。

子ども・教育部長

区長部局には、今、図書館担当が来ておりますが、もう一方で文化スポーツ課がございます。そのこの部分につきましては、私どもから責任を持って、今後どういうふうな形でやるかはちょっとこれから協議でございます、幅も広がりますので。ただ、年に1回程度はきちっと、昨年の実績等、文化スポーツ面でご報告するのも、また当然、筋でございますので、早急にその方法につきまして我々も検討させていただきまして、ご報告いたします。

市川委員長

要するに、注文がつくのは仕方がないことなただけけれども、それをきちんとフォローしていただきたいというのが私の発言の趣旨ですから。よろしくお願ひしたいと思います。

中川委員

すみません、1つだけ。

市川委員長

どうぞ。

中川委員

利用している人の中で、評価とは直接関係はないかもしれないんですけども、千代田区の図書館に来て資料がないという声をよく聞くんですね。やっぱり、本が少ないんじゃないかなというのがあるので、ちょっとその辺を考えていただきたいかなと思います。

図書・文化資源担当課長

本の少なさという点では、開館当初から指摘されているところであります。そもそもフロアが狭いということで、本棚もかなり限られてしまうというのと、あと、閉架書庫も少ないので、どうしても本が増やせない状況で

す。ただ、千代田区立図書館としましては、その中ですべての資料を用意することができないので、図書館に来ていろいろ調べたりする中で、足りない資料につきましては、ここでいろいろ啓発を受けて、さらにもっと調べたいという場合は、近くに国会図書館もありますし、大学の図書館との相互連携もしております。また、専門図書館もありますので、そういうところの案内をしっかりと、千代田区全体の中でフォローできる体制をとっていきたいという、今、そういう形で運営しています。

何分、書庫が限られてしまっているの、どうしても、本を増やすにはどれかを捨てなければ増やせないという状況になっておりますので、千代田区全体で考えて、利用者の皆様には利用していただきたいと思っています。

子ども・教育部長
図書・文化資源担当課長

日比谷が増えるから。

秋に、日比谷図書文化館もできますので、そういう意味では、約15万冊、将来的には20万冊に本が増えますが、ただ、そうはいても、他の23区の図書館から比べますと、まだまだ蔵書数というのは少ないので、区立、区内図書館等、国立国会図書館を含めまして、そういうところと連携を深めて、フォローしていきたいと思っています。

中川委員
市川委員長

ありがとうございました。

この委員会でも問題になったことがあるんですが、前のシステムだと検索のシステムですね、普通、我々がパソコンやなんかで慣れているのは、だんだんに絞っていくやり方でやっていたんですが、図書館は、逆に広げていくという絞り方をしている。いかがなものかという意見が出たことがあるんですよ。それは今どうなっているんですか。

中川委員
図書・文化資源担当課長

なくなっちゃったんですよ。

それにつきましては、余り利用者の皆様からの評判がよくなかったの、1年で終わりにしました。絞り込むという発想が普通なんですけども、発想を広げていくものが、どうしても、なかなか、利用者様、我々も含めまして、まだなじみがないというところで、1年ほどの試行で。

市川委員長

そうですか。知りませんでしたけれども。

一般的に慣わしになっていることとちょっと違った発想なので、教育委員会としてどうなんでしょうかということがあって。それで、そういう、皆さんからも、利用者のほうからもそういう意味合いがあったということで、なくなりましたということなら、結構だろうなと思います。

図書・文化資源担当課長

千代田図書館は、トライ・アンド・エラーで、試行錯誤で、良いものはどんどん取り入れるし、だめだったら、もうそこですぱっとということをもっとモットーでやっておりましたので、恥ずかしい話ではありますが、これはその1つの例だということで、何かのおりに話しております。

市川委員長

わかりました。

ほかによるしゅうございませうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

時間も押してきましたので、それでは、最後に、24年度使用の中学校・中

等教育学校前期課程の教科用図書の選定委員会の答申について、指導課長から説明してください。

指導課長

それでは、来年度、平成24年度から4年間、中学校で使用します教科書選定に関しまして、平成24年度使用、中学校・中等教育学校前期課程教科用図書選定委員会答申について説明を申し上げます。

本件につきましては、千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱に従いまして、5月26日に教科用図書選定委員会を開催しました。選定委員長並びに副委員長を選出しまして、この間、約2カ月、専門的な調査研究を進め、選定委員会では保護者委員の皆様からもご意見をちょうだいしたところです。

本日、中学校・中等教育学校前期課程教科用図書選定委員長、村上みな子校長から答申をいただきます。

市川委員長
教科用図書選定委員長

では、お願いします。

平成24年度使用、中学校・中等教育学校前期課程教科用図書選定委員会、選定審議結果を答申いたします。

各委員会の構成は、答申書に添付しております資料1、資料2をごらんください。

選定委員長は村上みな子、副委員長は倉田朋保でございます。調査委員は、各学校の校長から推薦がありました主幹教諭、主任教諭、教諭について、要綱に従い、確認書を提出し、教育委員会から委嘱いただきました。

調査研究の経過及び答申の概要は、同じく、答申に添付してございます資料3をごらんください。

5月26日に第1回教科用図書選定委員会を開催し、選定委員長から各学校長に教科用図書調査委員の推薦を依頼し、あわせて教科用図書研究会の開催を依頼いたしました。教科用図書研究会は各校において6月1日から7月1日まで行い、本日、調査書を様式1として報告しております。各教科用図書調査委員会は7月4日から7月8日までの間に開催し、本日、調査教科書一覧表、様式2として報告しております。教科用図書選定委員会では、各会の調査を受け、7月15日に第2回教科用図書選定委員会を開催し、調査研究を進め、答申書を作成いたしました。

それでは、答申書をお渡しいたします。

平成24年度使用、中学校・中等教育学校前期課程教科用図書選定について答申。本委員会では、平成24年度使用、中学校・中等教育学校前期課程教科用図書選定について調査研究を進めてまいりましたが、このたび選定審議結果を、教科用図書選定委員会調査結果、別添「選定答申書、調査研究資料様式3」、教科用図書調査委員会調査結果、別添「調査一覧表 様式2」、教科用図書研究会調査結果、別添「調査書 様式1」のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

平成23年7月26日、選定委員長、村上みな子。

以上でございます。よろしく申し上げます。

市川委員長 どうもありがとうございます、長い間。
我々としては、これから約1カ月ぐらいあるんですか、採択まで。その間に大いにこの答申を参考にさせていただいて、なお慎重に審議して、採決をしたいと思います。

指導課長 本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。
ありがとうございました。
ただいまの答申とあわせまして、事務局から研究資料の一環といたしまして、選定委員会の議事録、及び参考資料として、教科書展示会報告を提出させていただきます。ありがとうございます。

市川委員長 なお、答申していただきました研究資料及び議事録は、要綱第8条、審議の公正確保に従いまして、8月23日の採択予定日まで非公開とさせていただきますので、取り扱いについてはご注意をお願いいたします。

市川委員長 また、今日、少し厚い資料をご用意させていただきましたが、東京都教育委員会が作成しました教科書調査研究資料もあわせてお手元に配布させていただきましたので、今後の調査研究にご活用いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

市川委員長 以上です。
それでは、以上によりまして、本件につきましては、私が村上委員長に申し上げたとおり、これから図書を実際にごらんいただき、議論をして、採択を進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3 その他

市川委員長 それでは、その他の報告ですが、各課長から何か報告ございますか。特に
はございませんか。
教育委員さんから何かございますか。特によろしゅうございますか。
(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、特にないようでございますので、本日の定例会を閉会したいと思います。
なお、事務局からの報告によりますと、次回8月9日の定例会は休会として、8月23日に開会するということでございますので、よろしくお願いをいたします。
それでは、本日はこれもちまして、教育委員会を閉会します。ご苦労さまでした。